

# 都市整備部

都市計画	.....	X I - 1
市営駐車場	.....	X I - 10
公園・緑地	.....	X I - 11
市街地整備	.....	X I - 15
市街地再開発	.....	X I - 17
土木・建設	.....	X I - 18
公共交通施策	.....	X I - 20
交通安全対策	.....	X I - 21
住宅施策	.....	X I - 24

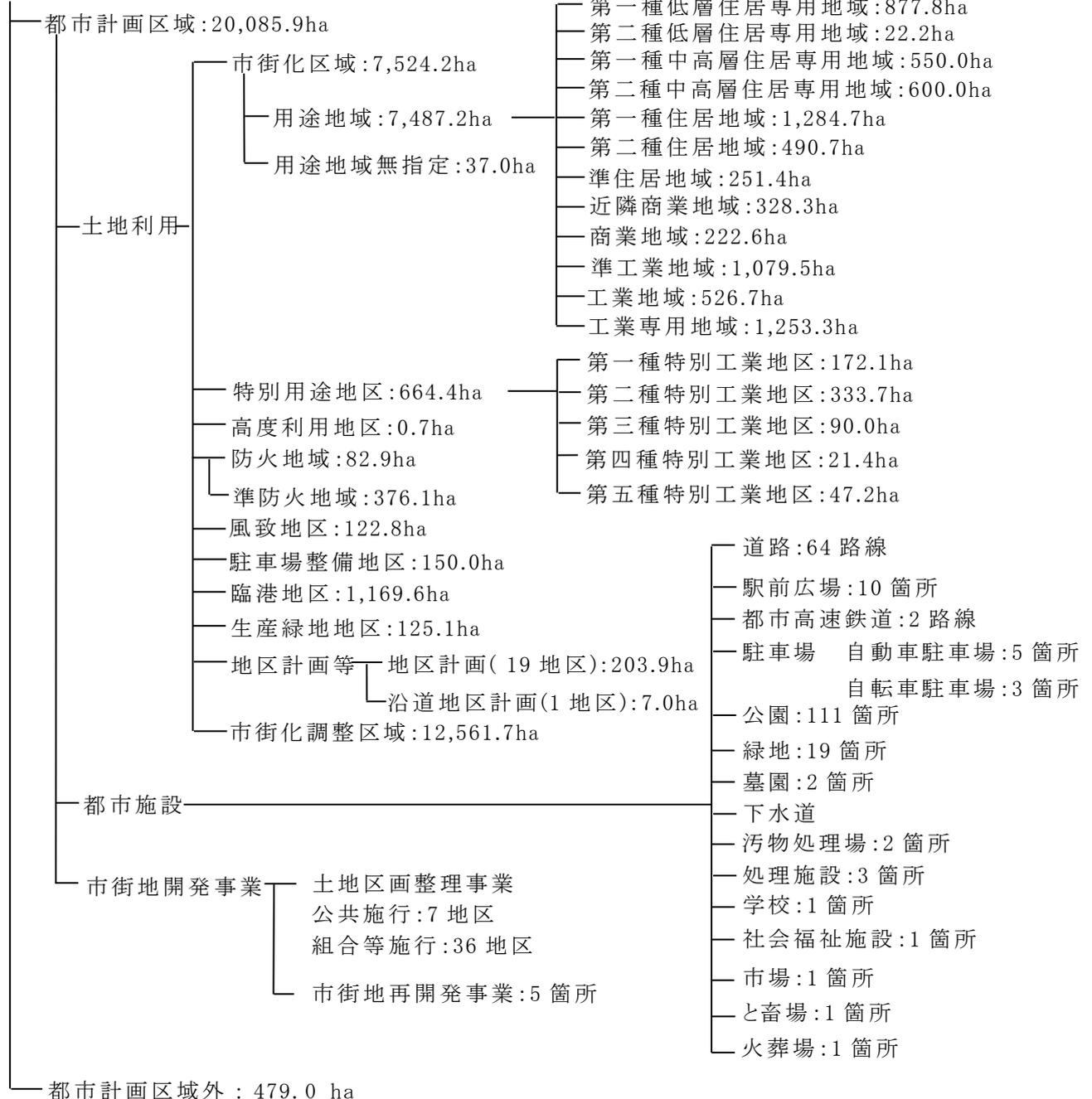
# 都市計画

都市計画とは、都市の健全な発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成して、人々の健康で文化的な生活と、機能的な都市活動を確保することを目的としている。そのために、土地の合理的な利用を図る都市計画を決定し、その計画を効果的に実現するために、適正な規制誘導や事業を行っている。

## ●都市計画における区域・地域地区等の指定状況

令和4年4月1日現在

行政区域：20,650ha



## 1.都市計画区域

一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。都市計画区域では、土地利用に対する規制を定めたり、都市施設の整備や市街地開発事業等の事業を行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図っていく。

## 2.土地利用

### ●区域区分(市街化区域・市街化調整区域の区分)

都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的として都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに二分することから俗に線引きと言われる。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定する。市街化区域では、以下に述べる地域地区を定めて、建築行為や開発行為の規制誘導を図るほか、都市施設の整備や市街地開発事業の実施等により、計画的に市街地を整備していく。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域を指定する。市街化調整区域では、建築・開発行為を許可制とし、市街地の無秩序な拡散を防ぐ。

### ●用途地域

市街化区域内の土地利用が無秩序に進んだり、相容れない土地利用が混在することによる弊害を防ぐため区域内の土地につき建築物の用途を規制するための仕組み。住居系 8 区分、商業系 2 区分、工業系 3 区分の計 13 種類がある。各用途地域にあわせて建築できる建物の種類が定められているほか、都市計画法、建築基準法により建蔽率・容積率、高さや壁面の位置等により建築物の形態が規制される。

### ●防火地域・準防火地域

地域内の建築物の防火・耐火性能について構造面から規制を設けることにより都市を火災から守るための仕組み。都市計画で区域とその種類(防火・準防火の別)を決めておき、区域内の一要件(階数と床面積)の建築物については耐火建築物・準耐火建築物にしなければならない等の構造制限がかかる。過去の経験から都市が火災に弱いことからつくられた制度。

<防火地域／指定面積 82.9ha、指定年月日 H8.2.2(最終変更)>

<準防火地域／指定面積 376.1ha、指定年月日 H27.8.27(最終変更)>

### ●特別用途地区

地域の特殊性に応じた土地利用の規制・誘導を図る必要がある場合に用途地域による規制を補うため、これを強化あるいは緩和するために指定される。区域内の建築行為については、市の建築条例によって規制される。現在、以下の5種類の特別用途地区を指定している。

名 称	概 要
第一種特別工業地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初指定年月日：S50.1.16（最終変更：H19.9.7）</li> <li>・指定面積：172.1ha</li> <li>・内容：住居系と工業系（主に万古窯業）との混在が著しい準工業地域内においてそれらの環境を守るために、工業系及び風俗営業等関連の建築物につき、用途地域の規制を強化する。</li> </ul>
第二種特別工業地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初指定年月日：S50.1.16（最終変更：H5.6.4）</li> <li>・指定面積：333.7ha</li> <li>・内容：大気汚染や水質汚濁を防止するために工業地域内の工業系の建築物につき、用途地域の規制を強化する。</li> </ul>
第三種特別工業地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初指定年月日：H8.2.2</li> <li>・指定面積：90.0ha</li> <li>・内容：第一種住居地域、第二種住居地域内の住環境を守りつつ、地場産業（大矢知素麺）を保護するため乾麺製造業の工場の立地につき用途地域による規制を緩和する。</li> </ul>
第四種特別工業地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初指定年月日：S50.5.10（名称変更：H17.3.14）</li> <li>・指定面積：21.4ha</li> <li>・内容：大気汚染や水質汚濁を防止するために工業地域内の工業系の建築物につき、用途地域の規制を強化する。</li> </ul>
第五種特別工業地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初指定年月日：S50.5.10（名称変更：H17.3.14）</li> <li>・指定面積：47.2ha</li> <li>・内容：大気汚染や水質汚濁を防止するために工業専用地域内の工業系の建築物につき、用途地域の規制を強化する。</li> </ul>

●高度利用地区

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、容積率の最高限度や最低限度、壁面の位置等の制限を定める。現在、3地区を指定している。

地区名	面積	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建ぺい率の最高限度	敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	指定年月日
諏訪町地区	0.4ha	600%	200%	70%	200㎡	四日市中央線北側の東西道路境界線から2m	S63.8.2
諏訪新道第一地区	0.2ha	600%	200%	60%	200㎡	諏訪新道北側の東西道路境界線から4m	H5.2.1
浜田町地区	0.1ha	800%	200%	70%	200㎡	四日市中央線南側の東西道路境界線から2m	R2.12.8

●風致地区

優れた自然的景観を「風致」と言い、市街地に近接した里山等の風致を都市生活者に潤いを与えてくれるものと位置付け、その計画的な維持・保全のために都市計画に風致地区を定めるもの。区域内の土地については県の条例により建築・土地の区画形質の変更等の土地利用に対し規制がかけられる。現在、四郷地区で1地区を指定している。

<指定面積 122.8ha、指定年月日 S51.4.13>

●駐車場整備地区

円滑な道路交通の確保や地区の商業・業務等の都市活動の維持・向上を図るために、駐車場整備計画を定め、重点的に駐車場を整備する地区を駐車場整備地区に指定する。区域内の建築行為は市の条例(『四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例』)の対象となり、建築物の用途と総床面積に応じて駐車場の設置義務が定められる。現在、中心市街地で1地区を指定している。<指定面積 150.0ha、指定年月日 H6.2.2>

●臨港地区

港湾機能の維持・増進を図るため、港湾と一体的に整備・開発すべき地区を定める。港湾法に基づき分区が指定され、建築物等の制限が港湾管理者の条例で定められる。建築基準法第48条の用途地域の用途規制及び、第49条の特別用途地区の用途規制は適用されない。

<指定面積 1,169.6ha、指定年月日 H30.9.11(最終変更)>

●生産緑地地区

市街化区域内で、良好な生活環境のための空間や公共公益施設のための多目的保留地として、計画的に保全を図る農地等を定める。地区内の土地に対しては生産緑地法に基づき行為制限がかけられる。<指定面積 125.1ha、指定年月日 R3.12.23(最終変更)>

●地区計画等

建築物や工作物、広告物の用途、形態や道路、公園の配置等について、きめ細かく定めることにより、建築や開発行為を規制誘導し、地区レベルのまちづくりを進めるもの。現在、20地区で指定。

地区名	区域面積	地区整備計画の概要
小林地区	21.8ha	地区施設(道路) 幅 6m×7 路線、幅 5m×20 路線 地区施設(公園) 1 箇所 建築物の用途規制(B、C、D 地区)、建築物の形態・意匠
新正地区	11.9ha	地区施設(道路) 幅 8m×6 路線、幅 6m×2 路線 建築物の用途規制(業務街区、住宅業務街区)、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度
日永地区	5.7ha	地区施設(道路) 幅 8.5m×1、幅 6.0~18.5m×1、幅 6m×1 建築物の用途規制
生桑地区	14.3ha	地区施設(道路) 幅 8m×2 路線、幅 6m×1 路線、幅 5m×3 路線、幅 4m×3 路線 地区施設(公園) 1 箇所 建築物の用途規制、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造

別山地区	27.5ha	地区施設(公共空地)、建築物の用途規制、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限(A地区)、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造
桜今井地区	3.4ha	壁面の位置の制限、建築物の高さ制限
波木地区	7.2ha	建築物の用途規制、壁面の位置の制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造
尾平地区	4.7ha	建築物の用途規制、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造
緑丘地区	5.8ha	建築物の用途規制、建築物の建ぺい率・容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さ制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造
中村工業地区	45.3ha	地区施設(道路) 幅 12.0m×1路線、幅 11.5m×1路線 地区施設(緑地) 1.1ha、地区施設(公共空地) 1.6ha 建築物の用途規制、建築物の建ぺい率・容積率の最高限度、壁面の位置の制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造
上海老沢工業地区	22.0ha	地区施設(道路) 幅 9m以上×1路線、幅 6m以上×1路線 地区施設(緑地) 0.8ha、地区施設(公共空地) 1.3ha 建築物の用途規制、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造 ※四日市市区域のみ記載
山田工業地区	6.8ha	地区施設(公園) 0.2ha、地区施設(公共空地) 0.3ha 建築物の用途規制、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、壁面の位置の制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造、土地の利用に関する事項
西坂部地区	3.3ha	地区施設(道路) 幅 9m以上×2路線、幅 6m以上×3路線、幅 5m以上×4路線、幅 4.5m以上×1路線、幅 2.5m以上×5路線(歩行者専用道路)、 地区施設(公園) 0.2ha、地区施設(自然林等) 0.3ha、地区施設(公共空地) 0.1ha 建築物の用途規制、建築物の建ぺい率・容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さ制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造
東坂部地区	2.3ha	地区施設(道路) 幅 6m以上、幅 2.5m以上(歩行者専用道路)、 地区施設(公園) 0.2ha、地区施設(公共空地) 0.2ha 建築物の用途規制、建築物の建ぺい率・容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さ制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造
小古曾地区	11.9ha	建築物の用途規制、建築物の建ぺい率・容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さ制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造
下海老地区	2.1ha	地区施設(道路) 幅 9m以上×1路線 建築物の用途規制、建築物の建ぺい率・容積率の最高限度、壁面の位置の制限、建築物の高さ制限、建築物の形態・意匠

高花平 地区	0.3ha	地区施設(道路)幅 6m×3 路線 建築物の用途制限、壁面の位置の制限、垣・さくの構造
上海老 地区	6.7ha	地区施設(道路)幅 9.5m、幅 9.0m、幅 6.0m、 地区施設(公園)925 m <sup>2</sup> 、地区施設(公共空地)1,760 m <sup>2</sup> 、1,507 m <sup>2</sup> 建築物の用途規制、建築物の建ぺい率・容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さ制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造
川北 工業 地区	0.9ha	建築物の用途規制、建築物の建蔽率・容積率の最高限度、壁面の位置の制限、建築物の形態・意匠、垣・さくの構造 ※四日市市区域のみ記載
国道 23 号 四日市 (沿道地 区計画)	7.0ha	間口率の最低限度、建築物の高さの最低限度、建築物の遮音上の構造制限、建築物の防音上の構造制限、建築条例による規制あり

### 3.都市施設

公共公益施設のうち、特に基幹的なものを都市計画に位置付け、区域内の建築行為に対し規制をかけ、計画的な整備を担保している。

●道路(64 路線) 自動車専用道路;3 路線、幹線街路;60 路線、特殊街路;1 路線。都市計画道路の整備については、国・県・市各々が事業進捗を図っている。

都市計画道路整備事業の進捗状況

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

計画延長	改良済	暫定供用	未改良
225.55km	120.69km 53.5%	68.44km 30.3%	36.42km 16.2%

### ●駅前広場

(10 箇所[整備済;8箇所、未整備;2箇所])

名称(都市計画道路名)	計画面積	計画決定年月日	備考
近鉄四日市駅東口北広場(四日市中央線)	1,500 m <sup>2</sup>	昭和 49 年 11 月 29 日	整備済
近鉄四日市駅東口南広場(四日市中央線)	2,100 m <sup>2</sup>	昭和 49 年 11 月 29 日	整備済
JR 四日市駅前広場(四日市中央線)	10,500 m <sup>2</sup>	昭和 49 年 11 月 29 日	整備済
近鉄富田駅東口広場(富田本町線)	1,750 m <sup>2</sup>	昭和 49 年 11 月 29 日	未整備
JR 富田駅前広場(富田駅前線)	1,125 m <sup>2</sup>	昭和 49 年 11 月 29 日	未整備
近鉄富田駅西口広場(富田萱生線)	1,000 m <sup>2</sup>	昭和 49 年 11 月 29 日	整備済
近鉄塩浜駅西口広場(塩浜駅中里線)	1,980 m <sup>2</sup>	平成元年 1 月 13 日(最終変更)	整備済
近鉄新正駅前広場(新正 1 号線)	2,300 m <sup>2</sup>	平成元年 1 月 13 日(最終変更)	整備済
近鉄塩浜駅東口広場(塩浜駅前線)	1,880 m <sup>2</sup>	平成元年 1 月 13 日(最終変更)	整備済
近鉄川原町駅前広場(川原町駅前線)	2,400 m <sup>2</sup>	昭和 58 年 1 月 21 日	整備済

●都市高速鉄道 市街地における鉄道及び道路機能の円滑化を図るため、鉄軌道の高架化を図るもの。

名称	位置	区間延長	構造	内訳
近畿日本鉄道名古屋線	海山道一丁目(起点)～阿倉川町(終点)	4,520m	嵩上式 3,490m	路線短絡工事 1,013m(雨池川～国道1号) 盛土 高架一期工程 1,692m(国道1号～三滝川) 三滝川橋梁 70m(三滝川) 高架二期工事 715m(三滝川～海蔵川)
			地上式 1,030m	海山道町地内 400m(海山道駅～雨池川) 海蔵川橋梁 110m(海蔵川) 阿倉川町地内 520m(海蔵川～阿倉川駅)
近畿日本鉄道湯の山線	安島一丁目(起点)～中川原二丁目(終点)	1,790m	嵩上式 1,480m 地上式 310m	高架一期工程 1,790m(四日市駅～中川原駅)

●駐車場

令和4年4月1日現在

名称	種別	計画面積	計画台数	供用台数	決定年月日	構造
中央駐車場	自動車 駐車場	0.47ha	157	165	H24.3.26	地上3層
本町駐車場		0.11ha	93	94	S59.7.26	地上3層
諏訪公園駐車場		0.19ha	142	142	S57.10.29	地下1層2段
国道1号地下駐車場		0.69ha	200	203	H6.4.27	地下2層
中央通り地下駐車場		0.73ha	300	306	H6.4.27	地下2層
四日市市自転車駐車場	自転車 駐車場	0.07ha	730	983	S54.2.24	広場式
本町自転車駐車場		0.025ha	53	95	S59.7.26	広場式
四日市市第二自転車駐車場		0.1ha	1,600	887	H8.4.24	地上2層

## ●公園・緑地・墓園

令和4年4月1日現在

種別		計画箇所数	供用箇所数	計画面積(ha)	供用面積(ha)
公園	広域公園	1	1	98.10	31.85
	総合公園	4	4	145.70	85.57
	運動公園	2	2	4.53	4.53
	地区公園	0	0	0	0
	近隣公園	9	9	15.88	16.03
	街区公園	95	92	17.78	18.21
	小計	111	108	281.99	156.19
緑地	19	12	258.16	85.58	
墓園	2	2	48.94	10.60	

## ●その他の施設

令和4年4月1日現在

種類	名称	区域面積	供用面積	決定年月日
汚物処理場	四日市・菰野・川越・朝日汚物処理場	2.2ha	2.2ha	S41.2.23
	楠衛生センター(し尿処理施設)	0.2ha	0ha	S53.1.9
処理施設	四日市ごみ処理場	12.37ha	8.5ha	H9.11.7
	廃棄物処理センター	1.67ha	0ha	H12.10.2
	楠衛生センター(ごみ焼却施設)	0.4ha	0ha	S53.1.9
学校	北勢地区養護学校	2.3ha	2.3ha	S52.11.29
社会福祉施設	四日市障害福祉施設	0.8ha	0.8ha	S52.11.29
市場	北勢公設地方卸売市場	13.3ha	11.6ha	S52.11.16
と畜場	四日市市地方卸売市場食肉市場	1.0ha	1.0ha	H19.2.13 (最終変更)
火葬場	北大谷火葬場	2.7ha	2.7ha	H1.9.4 (最終変更)

#### 4.市街地開発事業

市街地において、家屋等の密集を解消し良好な住宅地や業務地の確保を図るため、宅地と道路・公園等の公共施設を一体的に整備する事業手法である。代表的なものに土地区画整理事業と市街地再開発事業がある。

#### ●建築確認・開発行為許可等申請状況

区 分	平成26度	27	28	29	30	令和元年度	2	3
建築確認申請書	1,666	1,593	1,796	1,736	1,816	1,709	1632	1770
建築許可等申請書(建基法)	23	18	25	16	16	6	17	24
開発許可申請書(都計法第29条)	96	109	118	112	108	84	83	89
建築許可申請書(都計法第43条)	74	95	101	99	103	134	134	104
土地取引届出(国土法第23条)	57	46	96	48	103	59	37	60

#### 5.都市計画マスタープランに基づく地区まちづくり

本市の都市計画マスタープランは、土地利用・基盤整備・交通などまちづくりのための総合的な整備の方針を示す「全体構想」(平成14年7月策定 20年3月一部変更 23年7月全部変更)と地域・地区単位でのより詳細な計画である「地域・地区別構想」の2部構成としている。「地域・地区別構想」は、「全体構想」に沿って地区住民が策定する地区まちづくり構想に基づいて策定している。

#### ○地域・地区別構想と地区まちづくり構想の策定状況

令和4年4月1日現在

地域・地区別構想	策定済(市)	橋北、三重、富田、楠、県、羽津、海蔵、神前、八郷、内部、川島、桜、水沢、河原田、小山田、下野(16地区)
地区まちづくり構想	策定済(地域)	橋北、三重、県、富田、楠、羽津、大矢知、海蔵、神前、八郷、内部、川島、水沢、桜、河原田、小山田、下野、塩浜、常磐(19地区)
	策定中(地域)	日永、保々(2地区)

## 公園・緑地

公園緑地は、スポーツ、レクリエーションを通して健康な心身の保持、増進機能、環境の維持形成機能、都市景観を向上させる機能、都市防災上の機能のほか、季節を感じさせ、市民に安らぎと潤いを与える機能がある。

そこで、総合公園などの都市基幹公園の整備については、豊かな自然と調和のとれた魅力ある公園づくりを進め、親子で楽しめる施設の整備を図る。また、街区公園などの住区基幹公園は、地域的な均衡を図りつつ整備を進める。緑地については、防災、延焼防止等の都市防災上の機能、大気の浄化等の環境の維持形成機能等をもたらせるとともに憩いと安らぎの場として整備を進める。

なお、市街地を重点として市民に潤いを与えるため、街路の緑化、美化を積極的に図るとともに、公共施設、学校、工場、家庭の緑化を推進する。

### ●市内の公園種別と数

令和4年4月1日現在

公園種別		個所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	435	59.10
	近隣公園	10	17.92
小計		445	77.02
都市基幹公園	総合公園	4	85.57
	運動公園	2	4.53
小計		6	90.10
大規模公園	広域公園	1	31.85
緑地		56	120.86
合計		508	319.83

前記のほか、本市の緑化を推進し、住みよい明るい緑のまちづくりと健全な市民生活を寄与するため、四日市市緑化推進条例を制定(昭和39年2月)、都市の風致を維持するために、四郷風致地区122.8haの指定(昭和50年度)、都市の良好な環境を維持するため、樹木の保存に関する要綱に基づき保存樹の指定(昭和52年度)を行い保存に努めている。

### ●花と緑いっぱい補助金交付制度

緑あふれるまちを目指して、市民の皆さんからの寄附を財源とする「四日市市緑化基金」を設けており、その活用事業として平成14年度から「花と緑いっぱい事業」を実施している。これは、花と緑に囲まれた潤いのあるまちをつくるため、公園、街路、子ども広場などの公共施設やこれに類する施設に花壇を設置したり緑化を行ったりするボランティア団体等に対して、補助金を交付する制度である。

●生垣設置助成金交付制度

四日市市緑化基金を活用した制度で、市内に新たに生垣を設置する場合に、費用の一部を助成する。対象となるのは幅員4m以上の道路に面した宅地に、延長2m以上の生垣を設置する個人又は事業所等を有する法人である。(4m未満であっても道路後退実施箇所に生垣を設置するものについては対象になる。)

●市民緑地制度

緑地の保全と創出を図り、市民の憩いの場とするために、市が民有地を土地所有者から無償で5年以上借り受け、整備や維持管理を地域団体などに委託して、市民に開放している。

令和4年4月1日現在

市民緑地名	所在	面積
岡山市民緑地	上海老町・赤水町地内(県地区)	13,499㎡
初瀬ビオトープの谷市民緑地	智積町地内(桜地区)	3,009㎡
市民緑地「かわらだ竹林公園」	河原田町地内(河原田地区)	2,181㎡
八王子町秋の小径市民緑地	八王子町地内(四郷地区)	16,607㎡
下野憩いとふれあい市民緑地	朝明町地内(下野地区)	4,731㎡
采女城跡市民緑地	采女町地内(内部地区)	15,491㎡
市民緑地「みえ北めぐみの森」	山之一色町地内(三重地区)	1,828㎡
市民緑地すがわら「とおoryんせ」	菅原町地内(神前地区)	4,591㎡
すいざわ市民緑地	水沢町地内(水沢地区)	2,018㎡
額突山市民緑地	大字羽津地内(羽津地区)	24,973㎡

●中央緑地(緩衝緑地)

昭和32年以来急速に発展してきた市南部地域の石油化学工業の本格的な稼働に対処するため、昭和41年度から昭和43年度にかけて市南部工業地帯と市中心部市街地を遮断する緩衝緑地として公害防止事業団により建設された。

市中心部から2kmと近距離にあり、体育館、陸上競技場等の運動施設が配置されているため、本来の緩衝緑地としての機能のほか、市民のスポーツ、レクリエーション活動の場として活用されている。

建設当初は東西約900m南北約400m、総面積28.5haの区域を、中央部より東を静的ゾーンとして公園施設、西の国道1号寄りを動的ゾーンとして体育館を初め陸上競技場等の各運動施設を配した。特に憩いの場に適するよう芝生広場をできるだけ多くとり、樹木も多く植栽した。

令和3年度には、三重とこわか国体に向けた施設のリニューアルが行われ、Park-PFI制度により整備された飲食施設が営業を開始した。

計画決定面積 30.9ha

開設面積 28.5ha

主な施設 体育館(2棟)、陸上競技場、フットボール場(3面)

### ●霞ヶ浦緑地（緩衝緑地）

この事業は、四日市市の第三コンビナートの操業にともない、発生が予想される大気汚染、その他の産業公害を防止するため、工業地帯と住居地域の間幅150m、延長1,650m、面積22.9haの共同福利施設（緩衝緑地及び運動施設等）を設置することにより、地域の環境水準を質的に向上させるとともに地域住民の福利を図ろうとするものであって、北部地区はプール、植樹地帯等を、南部地区には運動施設、修景施設等を設置している。

また、昭和54年度より緑地へのスムーズな進入と国道23号線の混雑緩和を目的とした立体跨道橋の建設を行うとともに、緑地内の植樹及び園路整備等を行った。

その後、昭和58、59年度にかけて、電源立地促進対策交付金を受け、霞ヶ浦第1野球場の全面改装を行い、スタンド、夜間照明を有する球場として整備した。

また、平成7年度から全天候型多目的施設として、四日市ドームの建設に着手し、平成9年8月に完成した。

平成19年度には、立体跨道橋の耐震化工事を行うとともに、「霞ヶ浦緑地親しみ空間整備事業」として平成21年度までに既存施設の再整備に加え新たにストレッチ器具やジョギングコースなど利用者の健康増進を図ることを目的とした整備を実施した。

平成23年度には、北ゾーンにおいて寄贈を受けた大型複合遊具設置箇所の周辺施設整備を行い、平成24年3月末に宝くじ遊園「霞☆ゆめくじら」として供用開始した。

令和3年度には、三重とこわか国体に向けた施設のリニューアルが行われた。

計画決定面積 41.1ha

開設面積 27.5ha

主な施設 テニスコート場（16面）、野球場（3面）、四日市ドーム、体育館、プール、運動用舟艇場、大型複合遊具

### ●北勢中央公園（広域公園）

昭和58年に三重県北伊勢地域の県民を対象とした、スポーツ・レクリエーションの場とした広域公園を四日市市、いなべ市、菰野町の2市1町に跨がる丘陵地に、北勢中央公園98.1haを都市計画決定して、三重県が県営公園として、整備に着手した。

その後、開始された事業は、用地買収等が順次進み、平成5年7月にはスポーツゾーンの一部が完成以降、現在全体面積の1/3に相当する40.6haが開園されている。

計画決定面積 98.1ha

開設面積 40.6ha

主な施設 野球場、テニスコート（12面）、芝生広場、大型遊具、噴水他

### ●南部丘陵公園（総合公園）

四日市市南西部の住宅地に隣接した丘陵地に位置し、昭和49年に敷地の大半を占める国有地の無償貸付及び管理委託を受け、自然を生かした総合公園として昭和51年度より事業に着手し、様々な施設を計画的に整備してきた。

平成25年度には、北ゾーンの園路整備と休憩施設の設置を行った。

主な公園施設として、大規模な芝生広場、大型コンビネーション遊具の他、小動物園、デイキャンプ場の施設等がある。その他、公園の大半を占める樹林地にはアカマツ、コナラ等の優良な群落が残っており、野鳥も数多く見られることから、季節毎の花木を多く植栽し、四季折々の散策、観察が楽しめるよう散策園路が設けられており、身近に自然とふれあえる場として多くの利用者の方に親しまれている。

また、南部丘陵公園には、近隣住民の方々によるボランティア活動も活発であり、くりの木の植樹をはじめ、ウメ林、バラ園の育成にも取り組んでいただいている。

計画決定面積 87.9ha

開設面積 48.1ha

主な施設 小動物園、展望台、芝生広場、大型遊具他

#### ●垂坂公園・羽津山緑地(総合公園)

昭和63年に建設大臣から防災緑地緊急整備計画の承認を得て、都市開発資金の貸付を受けて用地取得を行い、施設整備についても、平成元年度から3ヵ年の計画で芝生広場(5.1ha)を整備した。また、平成7年度に防災備蓄倉庫の建設を行った。

一方、計画区域内の宅地開発や土取りが進行する等から区域内の良好な緑地を保全するため、平成7年度から環境事業団に垂坂公園の一部13.1haの建設を事業委託し、平成11年度末には、全施設の譲渡を受け、里山に緑を取り戻し、子どもから大人まで利用できる公園として供用開始した。現在、未供用区域のうち10.1haの事業認可を受けて、平成18年度から整備を進めており、平成28年度末に約1.1haの供用を開始した。

今後も早期完成を目指し、引き続き整備を進めていく。

計画決定面積 39.7ha

開設面積 20.1ha

主な施設 芝生広場、遊具、展望台、防災備蓄倉庫、調整池他

## 市街地整備

### ●土地区画整理事業

土地区画整理事業は、「公共施設の整備改善及び宅地の利用増進並びに居住環境の改善」を一体的・効果的に行う都市基盤整備事業であり、市街地を総合的に整備する手法である。

〈四日市市の区画整理の沿革〉

本市の土地区画整理事業は、戦前、港湾整備・工場誘致・海軍燃料廠建設とあいついで工業化・市街化される塩浜地区一帯を、旧都市計画法に基づく県知事施行による臨海土地区画整理事業として実施したのが最初である。

その後、昭和22年、戦災により焼失した中心市街地の復興を目的に261.1haの復興土地区画整理事業が行われ、次いで産業道路として計画された通称名四国道(現国道23号)の工事に伴い都市改造を目的とした浜田地区(29.6ha)、そして当時県下最大の住宅団地であった笹川団地の造成を目的とした南部丘陵地区(162.5ha)の整備が県施行により行われた。

市施行としては、昭和40年、近鉄四日市駅以西の西浦地区(103.4ha)に着手したのが最初で、35億円の経費と21年の歳月をかけて昭和60年に完成した。続く浜田第2地区(64.0ha)は昭和45年に着手、54億円の経費と17年の歳月をかけ昭和62年に完成した。また、末永本郷地区(24.8ha)は平成2年に着手、154億の経費と26年の歳月をかけ平成28年に完成した。

民間施行は、宅地造成を目的として個人・共同施行7地区、組合施行28地区の合計35地区で事業が完了し、271.7haが整備されている。

〈現在の施行状況〉

本市で現在行われている土地区画整理事業は、大別すると施行者の違いにより公共団体施行と組合施行の二つに分けることができる。

公共団体が施行する事業は、都市計画的見地から土地区画整理事業による一体的整備が必要であると判断される場合に行われる。組合施行による土地区画整理事業は、地権者が自主的に組合を組織して事業を行うものであり、都市機能や住環境の向上を図るため、市が組合運営の指導および技術援助を行っている。午起地区は、住環境整備の一環として組合が施行中であり、住宅の移転は概ね完了している。

●土地区画整理事業概要一覧

令和4年4月1日現在

	地区名	施行者	認可公告 年月日	施行		減歩率		公共用地率		総事業費 (千円)
				年度	面積 (ha)	公共 (%)	合算 (%)	施行前 (%)	施行後 (%)	
施行済	桜台	共同	S50.1.28	S49~S51	1.2	48.20	74.45	1.03	48.74	68,324
	花本	〃	S51.2.10	S50~S51	0.5	14.06	22.49	1.24	15.14	3,590
	中里	個人	S56.6.5	S56~S57	5.2	26.50	26.50	0	26.50	358,561
	白山	共同	S62.3.6	S61~H1	4.2	26.15	45.78	2.28	27.83	464,931
	山城東山	〃	H1.2.25	S63~H4	4.1	27.02	51.33	1.14	27.85	652,400
	本郷川北※	個人	H6.9.27	H6~H7	0.5	16.99	40.43	4.40	20.60	97,668
	笹川南	〃	H9.3.28	H8~H12	3.7	23.33	28.13	0.16	23.45	402,665
	(小計)	7			19.4					2,048,139
	東住吉	組合	S42.12.12	S42~S43	1.8	2.71	2.71	3.33	5.95	1,320
	山畑	〃	S46.7.9	S46~S48	10.1	23.78	41.95	4.24	27.01	122,550
	垂坂	〃	S46.12.8	S46~S48	9.2	21.84	38.63	5.00	25.75	121,074
	山麓	〃	S46.12.8	S46~S49	12.3	24.20	37.65	5.16	28.11	127,470
	石塚	〃	S47.9.22	S47~S48	1.8	17.50	37.33	3.16	20.11	39,729
	小杉大谷	〃	S48.10.9	S48~S51	9.6	18.03	44.93	0.38	18.35	427,900
	東坂部	〃	S48.10.26	S48~S49	0.5	12.24	26.74	10.62	21.57	6,841
	本郷※	〃	S51.10.1	S51~S52	1.9	14.56	26.42	3.10	17.20	59,000
	別名	〃	S53.5.19	S53~S54	2.3	17.02	23.97	5.26	21.40	80,058
	いつき	〃	S56.2.10	S55~S58	2.0	19.67	41.43	8.76	26.71	177,284
	安島	〃	S52.10.3	S52~S61	0.8	2.95	2.95	10.20	12.70	161,656
	本郷川北※	〃	S58.12.9	S58~S60	4.8	14.71	28.18	10.12	23.35	268,855
	山之神谷	〃	S60.1.11	S59~S63	7.8	24.29	49.56	6.94	29.54	769,382
	西坂部	〃	S60.11.19	S60~S62	2.0	22.85	50.18	0	22.85	240,240
	采女	〃	S61.12.9	S61~H6	39.2	33.73	63.65	2.48	35.37	5,601,075
	浮橋	〃	S62.4.21	S62~H1	2.0	23.53	43.71	0.74	24.09	218,114
	桜	〃	S62.11.6	S62~H4	18.8	33.99	72.33	2.69	35.77	2,286,000
	桜今井	〃	H5.7.20	H5~H8	3.4	24.72	45.88	15.19	36.15	478,325
	北五味塚東町※	〃	H5.8.6	H5~H10	2.0	15.56	32.45	9.20	23.30	295,865
	伊坂	〃	S62.1.20	S61~H9	37.2	21.89	57.16	2.34	23.72	6,180,000
	東垂坂	〃	H7.12.22	H7~H10	0.6	19.66	32.78	0.90	20.40	73,000
	垂坂郷川・新貝	〃	H7.1.13	H6~H11	6.6	30.06	40.74	3.30	32.38	804,582
	桜駅西	〃	H7.12.5	H7~H11	1.2	25.58	42.80	15.96	37.46	206,962
	別山	〃	H5.11.30	H5~H12	26.3	31.90	62.00	6.92	36.61	5,691,158
	小牧町南	〃	H5.3.30	H4~H12	16.0	26.18	50.57	5.97	30.59	2,820,000
	波木采女	〃	H4.4.24	H4~H13	27.2	32.06	60.80	2.71	33.90	4,757,029
	波木	〃	H9.1.24	H8~H17	4.2	29.02	50.00	3.98	31.85	766,883
	本郷川北第二	〃	H20.9.29	H20~H26	0.7	13.49	45.38	17.54	28.66	91,576
	(小計)	28			252.3					32,873,928
	臨海	県知事	S16.3.19	H15~H27	150.8	—	—	—	—	31,071
	四日市復興	〃	S22.9.16	S22~S51	261.1	21.68	23.21	15.09	34.96	1,795,160
	南部丘陵	県	S39.12.26	S39~S44	162.5	15.54	41.59	5.17	25.12	2,268,000
	浜田	〃	S36.7.24	S36~S45	29.6	14.75	14.75	19.60	28.90	589,526
	西浦	市	S40.3.15	S39~H2	103.4	21.30	25.00	8.74	28.22	3,537,000
	浜田第二	〃	S45.10.15	S45~H3	64.0	17.28	21.71	13.38	28.26	5,469,000
末永本郷	〃	H2.8.20	H2~R3	24.8	21.25	21.25	19.67	31.78	15,481,000	
(小計)	7			796.2					29,170,757	
施行中	午起	組合	S62.8.25	S62~R6	10.0	12.72	12.72	18.84	28.83	1,272,702
(小計)	1			10.0					1,272,702	
合計	43			1,077.9					65,365,526	

※ 旧楠町

## 市街地再開発

### ●市街地再開発事業

中心市街地で民間活力による土地の高度利用や再開発を促し、商業・業務機能の集積や都心居住を促進している。

地区名	地区面積	事業手法	進捗状況	施設概要等
諏訪新道第1地区	0.24ha	市街地再開発事業 (個人施行)	完成 (H8.2)	店舗(519㎡)住宅(112戸) 駐車場(122台)地上15階、 延床面積12,024㎡
諏訪新道第2地区	0.19ha	優良建築物等整備事業	完成 (H13.11)	店舗(290㎡)住宅(82戸) 駐車場(84台)地上15階、 延床面積9,003㎡
諏訪新道第3地区	0.18ha	優良建築物等整備事業	完成 (H20.3)	店舗(85㎡)住宅(53戸、うち店舗兼住宅1戸) 駐車場(37台)地上15階、 延床面積4,826㎡
沖の島第1地区	0.22ha	優良建築物等整備事業	完成 (H6.7)	店舗(316㎡)住宅(96戸) 駐車場(60台)地上14階、 延床面積9,177㎡
沖の島第2地区	0.17ha	優良建築物等整備事業	完成 (H8.9)	店舗(150㎡)住宅(65戸) 駐車場(57台)地上15階、延床面積6,299㎡

## 土木・建設

激増する車交通の円滑化を図るため、市内の国道、県道、幹線市道等の整備と合わせて、バイパス的道路計画の促進に努めている。また、日常生活の足となる道路の改良及び狭隘部分の拡幅事業、舗装の新設、再舗装等整備に取り組んでいる。

(令和4年4月1日現在)

種 別	本 数	実延長(km)	舗 装		未舗装
			延 長(km)	舗装率(%)	延 長(km)
国 道	11	100.7	100.7	100.0	0
県 道	32	160.8	154.3	96.0	6.5
市 道	8,522	2,193.2	1,953.0	89.0	240.2

### ●市内の河川

市管理河川は、91河川(総延長118.44km)であり、このうち23河川(延長50.89km)を準用河川として指定している。

現在、準用河川2河川の改修を重点に推進しているほか、普通河川および排水路の計画的、効果的な整備に努め、適正な維持管理を行っている。また、洪水の発生を未然に防止するため、洪水調整池の適正な維持管理を行っている。

「みんなで取り組む雨に強いまちづくり」として、河川流域の保水、遊水機能の保全に努めるなど、四日市市総合治水対策を推進している。

(令和4年4月1日現在)

種 別	本 数	総延長(m)	主 な 河 川 名
1 級 河 川	8	57,900	内部川、鈴鹿川など
2 級 河 川	9	62,486	朝明川、海蔵川、三滝川、鹿化川、天白川など
市 管 理 河 川	91	118,441	うち準用河川指定23、延長50,893m

### ●橋梁状況

建設後50年以上経過した橋梁が増加し、老朽化が進む中で、定期的に点検を実施し、予防的保全を行うなど適切な修繕に努めている。また、地震の際に甚大な被害が想定される跨線橋や跨道橋などの橋梁については、耐震対策も併せて推進している。

橋梁総数 1,149橋 (令和4年4月現在)

●道路、河川又は水路の境界確認

市が管理する道路、河川又は水路(官地)と、それに接した土地(民地)との境界線について、  
現地で「立会い」を行い、確認している。

年 度	件 数
令和元年度	816件
令和2年度	843件
令和3年度	990件

●道路、水路用地の確保

生活道路や水路の用地の寄附を受け付け、道路、水路を改良し、住環境の向上を図っている。

年 度	筆 数	面 積
令和元年度	265筆	11,992.37 m <sup>2</sup>
令和2年度	114筆	2,102.26 m <sup>2</sup>
令和3年度	91筆	1,582.83 m <sup>2</sup>

# 公共交通施策

「四日市市都市総合交通戦略」及び「四日市市地域公共交通網形成計画」に基づき、過度に自動車に依存せずに、公共交通機関等で円滑に移動できる交通環境の実現に取り組んでいる。

## 1. 四日市あすなろう鉄道運行事業

平成27年4月1日から、第三種鉄道事業者として、車両の更新や検査等、老朽化した施設の更新を行い、安全運行に努めている。

### ● 鉄道事業の概要

鉄道事業者	名称	四日市市			住所	〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号 (Tel 059-354-8095)	
鉄道事業の種別	第3種鉄道事業者					許可年月日	平成27年3月11日
路線名	内部線	区間	あすなろう四日市 ～内部	キロ程	5.7km	開業年月日	平成27年4月1日
	八王子線	区間	日永～西日野	キロ程	1.3km	単線・複線等の別 軌間	単線 762(mm)

## 2. 鉄道維持・利用促進事業

重要な移動手段である鉄道の維持及び安全性の確保を図るため、鉄道事業者が行う鉄道施設の更新等に対し、国県とともに協調して支援を行う。

### ● 令和3年度実績

事業	概要
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	三岐鉄道三岐線法面補修等 (山城駅～保々駅間法面補修、高見開渠まくらぎ 交換)
鉄道施設安全対策事業	三岐鉄道三岐線橋梁補修 (門前開渠補修)
鉄道駅等耐震対策事業	近畿日本鉄道名古屋線橋梁落橋防止対策 (海蔵川橋梁、鹿化川橋梁)

### 3. バス路線維持・利用促進事業

地域の交通手段を確保するため、自主運行バス路線の運行と、NPO法人が運営するコミュニティバスへの支援を継続して実施した。

#### ●令和3年度実績

路線名	自主運行バス			NPO法人が運営する コミュニティバス
	山城富洲原線	神前高角線	磯津高花平線	生活バスよっかいち
運行開始時期	H12.5	H11.10	H14.4	H14.11(有料は15.4)
全長(km)	20.1	最長 9.9	最長 17.2	11.5
運行本数(往復)	4	平日 7 土日祝日 3	平日 9 土日祝日 7	4
運行委託先	三岐鉄道(株)	三重交通(株)	三重交通(株)	三重交通(株)

### 4. 公共交通ネットワーク維持・再編事業

郊外部における交通手段の確保のため、令和2年10月からバス事業者と共同で、こにゅうどうくんライナーの運行を実施した。また、令和3年10月からは公共交通不便地域における交通手段としてデマンドタクシーの運行を開始した。

#### ●令和3年度実績

路線名	支線バス
	こにゅうどうくんライナー (小山田病院～県立総合医療センター)
運行開始時期	R2.10
全長(km)	20.6
運行本数(往復)	4
共同運行先	三重交通(株)

# 交通安全対策

交通事故の防止のため、関係機関との連携のもとに交通安全思想の普及、交通安全施設の整備、放置自転車対策事業等を施策の重点とし、事業の推進を図っている。

## 1.交通安全思想の普及

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーを身につけることが重要であることから、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。このため、交通安全に関する普及啓発活動の推進、段階的かつ効果的な交通安全教育の推進を目指すものである。

### ・交通安全に関する普及啓発活動の推進及び広報活動の充実

子供と高齢者の安全確保を重点に、四日市市交通安全協議会を中心として、各警察署、関係機関、団体と密接な連携を保ちながら官民一体の広報啓発活動を実施する。特に、死亡事故に占める高齢者の割合が高いことから、歩行中の安全通行のポイントや高齢ドライバーへの注意喚起チラシの配付、夜間における反射材の着用普及を促す啓発活動を実施する。また、子供に対しては、早朝街頭指導や交通安全ポスターの展示を行う交通安全作品展を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図る。

更に、四季の交通安全運動期間中においては、子どもと高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶、全席シートベルトの正しい着用とチャイルドシート着用の徹底に重点をおいて、各種啓発事業や街頭啓発を中心としたキャンペーン活動を実施する。

### ・交通安全教育の推進

交通事故の全国的な傾向としては、発生件数は減少傾向にあるものの、高齢者の死傷者の構成率は、高い水準で推移している。本市においても、令和3年度中の人身事故件数、負傷者数は減少し、死者数についても、8人で前年比3人の減少となった。しかし、重大な交通事故に発展する可能性もある交通物損事故は、前年と比べ300件以上も増加した。また、死亡事故の5割が「高齢者」であり、「自転車」の事故や「横断歩道外横断」の事故も発生した。

このような情勢を踏まえ、子供と高齢者を重点として、保育園・幼稚園・小中学校・老人会などで、知識・技能を備えた交通安全教育指導員「とみまつ隊」による交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図るとともに、市場及び街頭での「交通安全指導」や広報車による「交通安全広報」等を実施した。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年どおりの交通安全教室が実施できないこともあり、新たにYouTube動画の配信やホームページの開設など、非接触型の交通安全教育を推進した。

今後も、各警察署及び関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全意識の高揚に努める。

(交通安全教室 実施回数 90回)

## 2.交通安全施設整備事業

交通安全施設であるカーブミラー、防護柵等の新設や修繕等を行うとともに、区画線などの路面標示や水路の暗渠化等による歩行空間の整備等を行うことで、交通安全性の向上を図り、市民にとって安全で安心して利用できる道路環境の整備を行う。

## 3.放置自転車対策事業

「四日市市自転車等放置防止条例」に基づき、放置自転車等の巡視、指導及び警告を実施する。また、効果的な放置自転車対策を実施するため、関係機関・団体と協力して自転車等駐車場の整備、駐輪マナーの啓発、放置自転車の撤去を実施する。さらに引き取りのない自転車は資源の有効利用を図るためリサイクルを実施する。

放置自転車等移動台数 1,385台(うち返還台数 448台、リサイクル 130台)……令和3.4.1～令和4.3.31

### 市内自転車等駐車場整備状況

(令和4年4月1日現在)

駐 車 場 名(場所)	面積	収容台数	駐 車 場 名(場所)	面積	収容台数
近鉄四日市駅北	1,381㎡	983台	四日市あすなろう鉄道赤堀駅北	195㎡	100台
近鉄四日市駅南	1,099	887	四日市あすなろう鉄道日永駅前	260	140
近鉄富田駅西	730	550	四日市あすなろう鉄道南日永駅西	108	90
近鉄富田駅東	1,727	791	四日市あすなろう鉄道泊駅前	172	120
近鉄霞ヶ浦駅前	957	596	四日市あすなろう鉄道内部駅	705	461
近鉄阿倉川駅前	579	440	四日市あすなろう鉄道西日野駅	740	527
近鉄川原町駅	1,500	365	JR四日市駅北	295	280
近鉄新正駅前	60	60	本町駐車場北	241	95
近鉄海山道駅東	20	20	JR富田駅前	110	130
近鉄塩浜駅東	234	180	JR南四日市駅前	86	90
近鉄塩浜駅西	113	110	JR河原田駅南	217	100
近鉄北楠駅	363	240	三岐大矢知駅前	211	100
近鉄楠駅	640	440	三岐平津駅前	48	50
近鉄中川原駅前	177	130	三岐暁学園前駅	105	120
近鉄伊勢松本駅前	390	280	三岐山城駅北	130	150
近鉄伊勢川島駅南	286	320	三岐保々駅前	280	160
近鉄桜駅北	270	270	三岐北勢中央公園口駅前	100	100
近鉄桜駅南	172	200	合 計	14,701 ㎡	9,675 台

●交通事故相談事業

多様化、複雑化していく交通事故の発生に伴う事故当事者の諸問題を解決するため交通事故相談を実施する。

(令和3年度)

相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数
賠償責任者	0	債務不履行	0	生計の維持	1
賠償額の算定	6	自賠償保険請求等	1	各種福祉施設の利用	0
過失程度	16	労災・社会保険の利用	0	各種援護措置の利用	0
示談の仕方	4	訴訟調停の利用	1	その他	20
示談解決後の変更取消	0	身体障害者の更正	0	合計	49

●道路占用許可件数

道路の占用許可並びに加工の承認に関する業務は、道路の維持管理の面から重要であり、これの適切な指導に努めている。

(令和3年度)

電柱、広告塔、その他類する工作物	408件
地下埋設物	976件
露店、商店、置場、足場等	238件
看板、標識、アーチ等	106件

## 住宅施策

近年、住宅や住環境に対する市民ニーズは、少子高齢化への対応、災害に強いまちづくり・住まいづくりへの要請、環境問題への取組など多種多様になってきている。

市では、こうした動向をふまえ、住生活基本計画に基づき、的確な市営住宅の供給・管理、住まいに関する情報の整理と発信を重点実行施策として取り組んでいる。

また、市営住宅の適正な維持管理のため計画的な修繕を行うとともに、段差の解消、手すりの設置など障害者及び高齢者向けにバリアフリー化等も計画的に実施している。

市営住宅使用料については、専任体制を組んで入居者個々の状況を勘案しながら督促、訪問等を繰り返しながら納付指導を行い、適正な家賃収納に努めている。

●市営住宅団地別概要

(令和4年4月1日現在)

市営住宅(25団地、2,900戸)									
団地名	地区	管理戸数	構造					敷地面積(m <sup>2</sup> )	建設年度
			木造	簡平	簡二	耐二	中耐		

城西町	常磐	1	1					2,882	S28
石塚町	常磐	71	29	36	6			23,746	S28、S34
曙町	中部	90					90	8,241	H25、27
泊ヶ丘町	日永	43	7	28	8			12,635	S30、S31
大瀬古新町	日永	120					120	9,049	H16、17
小鹿が丘	四郷	55	13	42				18,740	S33
高花平	四郷	442		168	162		112	52,962	S35-S46
あさけが丘	下野	267		98	61		108	31,114	S40-S43
茂福	富田	112					112	4,798	S40-S43
天白町	日永	48		18	30			9,526	S41-H4
登城山	日永	64					64	3,406	S41-S43
坂部が丘	三重	394		106	96		192	44,099	S43-S46
小牧町	保々	43			22	6	15	7,510	S55、H8
寺方町	神前	32		20	12			8,379	S45-S62
前田町	日永	180				24	156	13,636	S46-S58
赤堀町	常磐	61		21	40			22,691	S46-S57
三重	三重	699		53	134		512	68,026	S47-S56
北条町	中部	20					20	1,703	S55
東新町	橋北	38					38	6,053	S62
丸の内町	富田	18					18	4,690	H1
西伊倉町	常磐	50					50	12,167	H4、H6
内部泉町	内部	24					24	4,222	H5
楠旭町	楠	4				4		320	H4
楠新浜町	楠	4				4		215	H13
末永・本郷 再開発住宅	海蔵	20					20	988	H6
合計		2,900	50	590	571	38	1,651		

・高齢者対応型住宅…三重団地 70戸、東新町 8戸、丸の内町 2戸、坂部が丘 24戸、西伊倉町 9戸、内部泉町 2戸、高花平 15戸、小牧町 8戸、あさけが丘 16戸、大瀬古新町 117戸、曙町 87戸 計 358戸

・身体障害者対応型住宅…三重団地 31戸、前田町 1戸、内部泉町 1戸、坂部が丘 7戸、あさけが丘 3戸、高花平 8戸、大瀬古新町 3戸、曙町 3戸 計 57戸

・多人数世帯向け住宅…西伊倉町 1戸、内部泉町 1戸、あさけが丘 33戸、高花平 16戸、坂部が丘 12戸 計 63戸

●令和3年度市営住宅定期募集申込状況 (随時募集は除く)

	募集対象区分	募 集 団 地	公募戸数	応募者数	応募倍率
第1回 定期募集	一般世帯向け	三重・前田町外	14	41	2.9
	多人数世帯向け (子育て)	高花平	1	0	0.0
	高齢者世帯向け	三重	1	2	2.0

	障害者世帯向け	三重・大瀬古新町	2	1	0.5
	単身者向け	三重・高花平外	5	14	2.8
	若年単身者向け	高花平・坂部が丘	2	3	1.5
	<b>合 計</b>		<b>25</b>	<b>61</b>	<b>2.4</b>
第2回 定期募集	一般世帯向け	三重・前田町外	15	25	1.7
	多人数世帯向け (子育て)	高花平	1	1	1.0
	高齢者世帯向け	三重・あさけが丘	3	19	6.3
	障害者世帯向け	三重・曙町	2	0	0.0
	単身者向け	坂部が丘	3	3	1.0
	若年単身者向け	高花平	1	1	1.0
	<b>合 計</b>		<b>25</b>	<b>49</b>	<b>2.0</b>
第3回 定期募集	一般世帯向け	三重・前田町外	14	39	2.8
	多人数世帯向け (子育て)	坂部が丘	1	1	1.0
	高齢者世帯向け	三重・あさけが丘	3	9	3.0
	障害者世帯向け	あさけが丘・曙町	2	1	0.5
	単身者向け	坂部が丘	3	3	1.0
	若年単身者向け	高花平・あさけが丘	2	1	0.5
	<b>合 計</b>		<b>25</b>	<b>54</b>	<b>2.2</b>
令和3年度総合計			75	164	2.2